

地区担当委員一覧(農地等に関する相談者)

農業委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	担当地区	議席番号	氏名	担当地区
会長	ヤマザキ ヒサシ 山崎 久司	全般	1	ワタナベ トオル 渡邊 通	大形、飯倉二
会長代理	アオヤマ イズミ 青山 和泉	実穀小区	2	オオツカ ヤスオ 大塚 康夫	本郷小区
1	フジヒラ キヨコ 藤平 清子	大室、若栗、鈴木の一部、廻戸、曙	3	ネガヌマ カズヨシ 長沼 一美	掛馬、竹来
2	アサノ タカシ 浅野 敬司	君島、石川、追原	4	サイトウ マサヨシ 齊藤 正義	役場前の道路から北、西郷、立ノ越、上郷、三区
3	ヨシダ カズシ 吉田 和嗣	吉原小区	5	ヨコタ チカオ 横田 親雄	実穀小区
4	オミガワ キヨシ 小見川 清	本郷小区	6	クリヤマ シゲル 栗山 繁	塙、上条、飯倉
5	ヤギユウ トシユキ 柳生 利幸	舟島小区	7	ノグチ ヒロシ 野口 裕司	大室、若栗、廻戸、曙
6	ヨシダ ノリオ 吉田 修夫	大形、飯倉二区	8	ヨシダ ツトム 吉田 勉	吉原小区
7	コイズミ ハルヒサ 小泉 治久	塙、上条、飯倉	9	ナカヤマ ススム 中山 進	君島、石川、追原
8	ヨコバリ キヨヒコ 横張 清彦	立ノ越、西郷、中郷、上郷、三区、阿見一区、鈴木の一部	10	ヤギユウ ヒトシ 柳生 均	上・下・南島津

農地についての相談等がございましたら、農業委員及び農地利用最適化推進委員にお声かけください。

農地転用には農地法の許可が必要です

農地を農地以外として利用する場合は、農地転用の許可が必要となります(市街化区域については、届出する必要があります)。一時的な転用であっても許可(届出)の対象となります。

許可を受けずに農地からの転用行為を行った場合は、農地法違反により、個人においては三年以下の懲役または三百万円以下の罰金、法人においては一億円以下の罰金という罰則の適用もありますのでご注意ください。

許可申請については、農業委員会の総会に諮ることとなりますので、右記の日程にご注意ください(届出は随時受付しています)。



総会等の日程

- 許可申請受付期間 毎月21日から25日
- 現地調査 毎月9日
- 総会 毎月10日

※土・日・祝日と重なる場合は前後します。

農業者年金に加入しましょう

農業者年金は、農業者だけが加入でき、安定した老後生活に備えるため、国民年金に上乗せした公的な年金制度です。ぜひ、ご加入をご検討ください。

～加入条件はこれだけ～

- ①国民年金の第1号被保険者
- ②20歳以上60歳未満の方
- ③年間60日以上農業に従事する方

～農業者年金のメリット～

- ①農業者だけが加入できます。
- ②自分で積み立てる安心の積立方式です。
- ③保険料は月額2万円から6万7千円の間で千円単位に自由に選択することができます。
- ④80歳までの保証が付いた終身年金です。
- ⑤納付した保険料は、全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。
- ⑥認定農業者などを対象に保険料の国庫補助があります。



■農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局またはお近くのJAまで

農地の貸借の種類

利用権の設定	農地中間管理事業	農地法第3条
<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借方法です。 貸借期間の設定は1年以上10年以下であり、貸借の下限面積は10アール(1反歩)となります。 貸借の期間が満了すると自動解約となりますが、農地の貸し手と借り手が引き続き貸借を希望する場合は、再設定(更新)することができます。</p>	<p>農地中間管理機構(県農林振興公社)を仲介とした農地の貸借方法です。 貸借の設定期間は原則10年以上となります。 機構の借受条件を満たせば協力金(補助金)を受けることができます。</p>	<p>農地法に基づく農地の貸借方法です。 貸借の期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則貸借は解約されません。</p>

くわしくは、農業委員会へ相談、お問い合わせください。

農地の賃借料情報

平成28年中に設定された農地の賃借料情報です。  
農地の賃借契約の際には、目安としてご活用ください。

○農地の賃借数

(単位:筆)

田	使用貸借数	賃貸借数
利用権の設定	2	86
農地中間管理事業	30	514
農地法第3条	8	0
合計	40	600

畑	使用貸借数	賃貸借数
利用権の設定	22	26
農地中間管理事業	5	0
農地法第3条	40	0
合計	67	26

○賃貸借料

(単位:円/10アール)

田	平均額	範囲
	17,415	700~55,500

畑	平均額	範囲
	7,750	700~20,000

※賃貸借料の平均額は、使用貸借分(無償分)は含みません。

農地利用状況調査

農地法第30条に基づき、毎年1回(8月頃)農地の利用状況について、町内の全農地を対象に調査を実施しています。

調査内容については、遊休農地の判定、前年度利用意向調査で回答したとおりの対応をしているか等の確認を行います。調査の際に、農業委員・農地利用最適化推進委員・町職員が農地に立ち入る場合がございますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

農地利用意向調査

左記の農地利用状況調査の結果をもとに、農地法第32条に基づいた農地の利用意向調査を実施しています。

遊休農地の所有者に対し、今後自ら耕作するか、誰かに貸し付けるか、農地中間管理事業を利用するか等の意向を調査するものです。

意向調査が農業委員会から送付された場合は、ご回答いただきますようご協力をお願いいたします。